

平成27年6月3日（水曜日）午前9時 開議

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	中 島 健 司 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 委 員 長	宇 都 宮 精 秀 君	教 育 長	渡 辺 眞 悟 君
学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君	生 涯 学 習 課 長	多 和 田 敦 君

## 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	木 村 貴 江		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告  
日程第2 報告第1号 専決処分の報告について  
日程第3 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について  
日程第4 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について  
日程第5 議 第 40号 平成26年度垂井町水道事業会計決算認定について  
日程第6 議 第 41号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時00分 開会

○議長（丹羽豊次君） これより平成27年第3回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 乾豊君、4番 若山隆史君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 諸般の報告

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情1件及び検査結果の報告が2件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第1号 専決処分の報告について提案理由を御説明申し上げます。

平成27年4月28日午前10時30分ごろ、綾戸地内、町道綾戸13号線上におきまして町有自動車は道路沿いの植栽ブロックに接触し、破損させた事故につきまして、平成27年5月21日、地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について、私のほうから補足説明させていただきます。

まず初めに、事故の発生状況について御説明を申し上げたいと思いますが、去る4月28日でございますけれども、午前10時30分ごろ、垂井町綾戸字北浦29番2地先でございますが、町道綾戸13号線上でございます。町道綾戸1号にございます広瀬製作所の工場西あたりで発生した事故でございますが、当日は、職員は朝から農地の現地確認に出向きましたところ、確認先の道路上に車が停車しておりました。そこで、その車を先に行かせようと配慮いたしまして、道路左側に幅寄せをしようとしたところ、道路沿いの植栽ブロックと接触いたし破損をさせたというものでございます。所管の課長もすぐさまその一報を受けまして現地に赴きまして、係員と同行いたしまして相手方に謝罪をさせていただいたところでございます。

これまで双方協議の結果、相手方、議案にもございますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇と損害賠償額、ブロック積み庫1式1万5,120円でございますが、協議が調いましたので、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、去る5月21日に専決処分をさせていただきましましたので、本議会に報告をさせていただくものでございます。

なお、今回の過失割合につきましては、事故の発生状況等に基づきまして当方が100%として、相手方損害額に対しまして全額支払いをさせていただくものでございます。

これまで交通安全につきましては、かねてから安全運転管理目標をそれぞれの事務所に掲げるなど、全職員を対象に啓発をしてきたところでございますが、このような事故が発生いたしましてまことに申しわけございません。今後はより一層事故防止の高揚に努めてまいり所存でございますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

---

日程第3 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について御説

明申し上げます。

垂井町総合戦略策定事業、プレミアム商品券発行事業、観光推進事業、垂井19号線道路改良事業、岩手2号線道路改良事業、塚之宮交差点改良事業、以上6事業に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

細部につきましては、担当課長にそれぞれ補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） ただいま上程されました報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、私のほうから企画調整課所管に係ります事業につきまして補足説明をさせていただきます。

繰越明許費の最上段の部分でございますけれども、款2総務費、項1総務管理費、事業名といたしまして垂井町総合戦略策定事業（地方創生先行型）と言っておりますけれども、繰越額が1,095万5,000円で、財源といたしましては国庫補助金970万5,000円です。一般財源といたしまして125万円でございます。予算につきましては、昨年度3月議会におきまして補正をお願いしたものでございます。

それでは、皆さんのお手元に置いてありますA3横版の資料を見ていただきたいと思います。

まず、まち・ひと・しごと創生事業につきまして、少し全体背景ということで説明をさせていただきます。

日本は2008年をピークにいたしまして、既に減少局面に入っております、今後2050年には9,700万人程度になるだろうと推計をしております。国は、人口減少対策を全国の重要課題と捉えまして、全国各地域を巻き込んだ各種施策を進めることとしており、地方に活力を与えまして、ひいては人口減少に歯どめをかけるべく、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む循環を確立し、その好循環を支える町に活力を戻すと、これがまち・ひと・しごと創生の趣旨でございます。

それでは、交付金の内容ということでございます。

そこで戦略を早期に策定いたしまして、各種施策の早期執行を促すため、平成26年度補正での対応となります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設されております。

その中で1つ目でございますが、地域におけます消費喚起を確実に促すものとしまして、地域消費喚起・生活支援型と、2つ目でございますけれども、実効性のある施策の早期執行を支援するものとしまして地方創生先行型の2つが創設されております。

そこで①の部分にありますけれども、企画調整課といたしましては、垂井町総合戦略策定事業に当たりまして、現在戦略の計画時期を、平成27年度を初年度といたしまして5年計画といたしまして今年度策定するものでございます。調査分析を早期に終わらせ、そして戦略を策定

し、早急に取り組んでいくことが必要であるため、当交付金の一部、地方創生先行型をもって垂井町総合戦略策定に係ります業務の支援を業務委託によりまして受けるものでございます。総合戦略の策定に当たりましては、平成26年12月27日に閣議決定をされました国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえまして、平成26年度補正対応として実施するものでございます。

当業務につきましては、平成27年6月、今月でございますけれども、委託契約を締結した上で着手し、業務の完了日は平成27年11月30日として進めているものでございます。現在、策定に向けまして準備を進めているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてのうち産業課所管に係る部分について補足説明をさせていただきます。

繰越明許費繰越計算書の中で、款7商工費、項1商工費に係る部分で、事業名が2つあります。これらは、今、総務費のところの説明があったとおり、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係るものでございます。

まず最初に、事業名の上段に書いてありますプレミアム商品券発行事業について御説明をさせていただきます。

この事業は、垂井町での消費を促進するために行うものでございまして、商工会が補助金を交付し4億円分の券に10%のプレミアムをつけた、いわゆるプレミアム商品券を発行するものに充てるものでございます。この事業は、今年度1年を通して2回に分けて4億円分を交付されるわけですが、2億円分ずつ2回に分けられるものでございます。5月10日に第1回目が発売されておりますけれども、これにつきましては5月26日に完売となっております。2回目の発行は、10月4日に予定されているところでございます。

続きまして、観光推進事業について御説明をさせていただきます。

観光推進事業につきましては、我が国の旅行消費は、外国人の訪日も含めて今後さらなる伸びが期待されております。この分野は、今後成長産業として見込めるところでございます。

本町におきましても町内はもとより、周辺の魅力も含めて情報発信を行い、観光客の動態調査も含めて観光客にさらなる誘致をしようとするところでございます。内容といたしましては、委託料として900万円、観光資源を調査し、観光客の動態を調査した上でモニタリングツアーの開催だとか周遊ルート構築を行うものでございます。

また、工事請負費といたしまして250万円、観光案内のサイン看板を設置することを予定しております。

それと、おもてなしをする分野で観光協会に補助金として1,050万円を交付予定しております。この中では観光プロモーションビデオの作成だとか、観光客受け入れ体制整備といたしま

してポスターを設置したり、観光案内所の整備をしたりしていくものでございます。また、イベント開催にも充てられる予定としております。

以上のように、私どものほうからはプレミアム商品券と観光推進事業を行いながら地域の活力を生み出していこうとするものでございます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費のうち建設課で所管いたしております款8土木費、項2道路橋りょう費の3つの事業について補足説明をさせていただきます。

この3事業は、いずれも昨年9月議会におきまして補正予算をお願いした事業でございますが、工事に伴う電柱移設の架線協議、それから用地交渉に日数を要したことから、あるいは建物移転補償という事業の性質上のため、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費に計上させていただいたものでございます。

お手元に事業の施工箇所図を配付させていただいております。

まず事業名、垂井19号線道路改良事業です。金額が955万5,000円、翌年度繰越額も955万5,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。

事業名、岩手2号線道路改良事業、金額が1,205万6,000円、翌年度繰越額も1,205万6,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。

事業名、塚之宮交差点改良事業、金額が1,311万8,000円、翌年度繰越額も1,311万8,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。

なお、垂井19号線は本年5月29日に、また岩手2号線は5月11日に竣工をいたしましております。また、塚之宮交差点改良は28年3月末建物収去完了予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 今、塚之宮交差点改良事業のことで、平成28年3月末完了ということは前々から聞いておるんですが、建物収去完了と言われると、それまでに建物収去するには何らか日程的なものが要すると思うんですが、ということは、実質的にそのタイムリミットというのはいつごろになりそうですか、御本人の、ちょっと私の聞き間違いであればあれなんですけれども、それはよく聞かれるものですから、地元の方に。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 富田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

坂之宮交差点改良事業のタイムリミット、スケジュール的なことのお尋ねであると思います。私が御説明を申し上げました28年3月末収去完了というのは、建物を持ち主の方が御自分で取り壊しをして、それが完了して引き渡しをいただくのが28年3月末ということでございます。それまでにその建物の所有者の方は新居を確保し、通常ですとそこに新居を建てられて、移転をされて取り壊すという段取りでございますが、ちょっと確認をしましたところ、現在まだ移転先は確定していないということで、まだお探しになっておられる状況です。28年3月ということ、もう余り先、期間がございません。その点を確認いたしましたところ、新しく住むところはじっくりと時間をかけて最適なところを選びたいということで、これには時間をかけたいと。それで、もしすぐに見つからないような場合は、御実家に一時的に居候というような形で移って、あるいは賃貸住宅を借りて、期限までには必ず建物を取り壊していただけるということは確認をさせていただいております。以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第4 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、垂井町土地開発公社の平成27年度事業計画、予算及び資金計画、並びに平成26年度事業報告書及び決算報告書を提出するものであります。

細部につきましては建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、配付資料の順に説明をさせていただきます。

初めに、平成27年度事業計画予算及び資金計画の1ページをごらんください。



27年度事業計画については、公有地取得事業及び公有地売却事業ともに計画はございません。

2 ページは、27年度予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出については、収入、第1款事業収益がゼロ円、第2款事業外収益は受取利息、受取配当金合わせて収入合計5,000円を予定いたしております。

支出、第1款事業原価は、当公社の事業がないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会必要経費として7万6,000円、支出合計7万6,000円を予定いたしております。

収入、支出差し引きマイナス7万1,000円でございます。

第3条、資本的収入及び支出については、収入、支出ともに予定をいたしておりません。

3 ページは、27年度資金計画でございます。

第2条、受け入れ資金は、前年度繰越金を主なものとして、合計452万1,000円、第3条、支出、支払い資金合計は7万6,000円でございます。

27年度事業計画予算及び資金計画は以上でございます。

次に、平成26年度事業報告書、決算報告書の1 ページをごらんください。

26年度事業報告については、1. 概況の(1)理事会の開催状況でございますが、都合2回開催し、審議内容は資料記載のとおりでございました。

(2)行政庁認可に関する事項はございませんでした。

2の業務、(1)土地の取得及び(2)土地の処分はともにございませんでした。

3. 会計、(1)借入金の概況、(2)保有地明細もともにございませんでした。

2 ページは、26年度決算でございます。

1. 収益的収入及び支出、(1)収入については、第2款事業外収益が予算現額4,000円のところ決算額3,760円でございます。

(2)支出については、第2款販売費及び一般管理費が予算現額7万6,000円のところ決算額7万5,600円でございます。理事会等の必要経費でございます。

2. 資本的収入及び支出、(1)収入及び(2)支出については、事業がございませんでした。それで、予算現額、決算額ともにゼロ円でございます。

3 ページは、26年度損益計算書でございます。

事業損失7万5,600円、事業外収益は3,760円、経常損失は差し引き7万1,840円でした。当期損失も同額でございます。

4 ページが、26年度貸借対照表でございます。

資産の部合計953万5,891円、負債の部合計ゼロ円、資本の部合計953万5,891円、負債・資本合計953万5,891円でございます。

5 ページは、26年度キャッシュ・フロー計算書でございます。

1. 事業活動によるキャッシュ・フローでは、人件費支出としてマイナス7万5,600円、利息の受取額が3,760円、差し引きがマイナス7万1,840円でございます。

4. 現金及び同等物増加額または減少額、マイナスの7万1,840円。

5. 現金及び現金同等物期首残高58万7,731円。

6. 現金及び現金同等物期末残高51万5,891円でございます。

6ページに財産目録を、また7ページに附属明細表、最後に決算審査意見書を掲載いたしております。

以上、垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） お尋ねします。

よしあしは別としまして、決算、また予算、計画なしとって、1ページ、なし、なし、なし、なしなんですが、こういった状況は何年目になるのでしょうか。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 富田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

事業、土地開発公社の26年度並びに27年度事業計画におきましても土地の取得等の事業がないということで、こういった状況がいつからこういう状況かという御質問でございます。

土地の取得、売却といった事業に関しましては、平成18年度に、このときは町道垂井93号線の道路用地を垂井町へ売却をすると。また、北部グラウンド用地を垂井町にこれも売却をするといった売却がございました。それ以降、19年度以降は土地の取得、売却はございません。以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 議第40号 平成26年度垂井町水道事業会計決算認定について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第40号 平成26年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第40号 平成26年度垂井町水道事業会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度垂井町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） ただいま上程されました議第40号 平成26年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書13ページをお開きいただきたいと存じます。

水道事業報告書をごらんいただきたいと思いますのですが、平成26年度の垂井町水道事業につきましては、これまでのように常に安心・安全な水を供給していくために、水道水源の定期的な点検や適正な揚水量の管理による水源の保全に努めてまいりました。

また、水質検査の充実、老朽管の更新などを実施して、水質の向上に取り組むとともに、漏水調査や迅速な漏水修繕の実施による有収水量の向上に努めてきたところでございます。

さらに震災等、不測の事態に備えて水道施設の耐震性の向上と応急資機材の備蓄に努め、施設の充実強化を目的に相川左岸地域施設改良事業を継続して実施してまいりました。

それでは給水状況でございますが、給水戸数は8,917戸で、前年度に比べ65戸の増、総配水量は359万5,065立方メートルで微増でございました。また、有収水量は317万1,651立方メートルで、こちらのほうも前年度に比べ減となりました。

このような給水状況の中、収益的収支のうち、収益的収入につきましては3億5,630万9,747円で、前年度に比べ3,639万5,165円の増となりました。主な要因といたしましては、受託工事収益の増加、それと地方公営企業会計制度の見直しがございます。そのことにより新たに発生した長期前受金戻入などの増加によるものでございます。

一方、収益的支出につきましては3億5,427万638円で、前年度に比べ2,186万8,291円の増となりました。主な要因としましては、配水及び給水費の委託料、受託工事費、資産減耗費の増加などによるものでございます。

この結果、決算書の3ページをお開きいただきたいと思いますが、平成26年度垂井町水道事業損益計算書をごらんいただきたいと存じます。

下から4行目にありますように、当年度は203万9,109円の純利益となりました。

また、前年度繰越欠損金1億1,736万2,520円につきましては、当年度純利益及びその他未処分利益剰余金変動額によって相殺され、結果、当年度未処分処理剰余金は3億7,041万5,443円となり、7ページの剰余金処理計算書にございますように、翌年度繰越利益剰余金として計上させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

また、13ページのほうにお戻りいただきたいと存じます。

今度は資本的収支の状況でございます。

まず、資本的収入でございますが2億7,248万1,769円で、内訳としましては、加入金594万円、工事負担金395万9,201円、他会計負担金は9,258万2,568円、企業債は1億7,000万円となっております。前年度に比べ913万5,500円の増となりました。

一方、資本的支出につきましては4億6,409万7,945円で、内訳としましては、建設改良費4億1,293万6,310円、企業債償還金5,112万3,544円などがございます。前年度に比べ2,601万7,824円の増となりました。

当年度実施いたしました主な建設改良工事といたしましては、15ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、垂井地内配水管布設がえ工事、それと下水道事業に伴いますところの配水管布設がえ工事、大垣街道踏切配水管布設がえ（推進工）工事などが主なものでございます。

また、相川左岸地域施設改良事業といたしましては、16ページのほうをごらんいただきたいと存じます。

相川左岸低区送・配水管布設工事の第5工区工事から第8工区工事、推進工による送水管布設工事や新設の低区配水場の用地の取得などがございます。その他の工事等につきましては、それぞれお目通しを願います。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,161万6,176円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をするものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第40号 平成26年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第41号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第41号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ217万3,000円を追加し、予算総額を85億6,367万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、農林水産業費におきまして、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置を行いました。

教育費におきまして、文化財保存修理事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置を行いました。

また、公債費におきましては、平成16年度に借り入れました減税補填債の利率の変更に伴います償還元金の増額措置と償還利子の減額措置を行いました。財源につきましては、県支出金及び繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、議第41号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ217万3,000円を追加させていただきます。予算の総額につきましてはそれぞれ85億6,367万3,000円といたすものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、1ページでございますとおり、「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

歳出の6ページをごらんいただきたいと思います。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目8の農業構造改善費、節19負担金、補助及び交付金でございます。説明欄でございますとおり高性能農業機械導入補助金でございますが、当初予算で

は、6つの農事組合法人等に関します町単独の補助金1,000万円をお願いいたしておったところでございます。そのうち2つの農事組合法人につきまして、このたび県の補助事業、補助率4分の1でございますが、補助事業名でございますが、元気な農業産地構造改革支援事業に採択される運びとなりました。したがいまして、議案書でございますが見込み額を1,178万6,000円といたしまして、既決額1,000万円を差し引きました残り178万6,000円につきまして増額の補正をお願いいたすものでございます。

なお、補正額の財源内訳につきましては、左の欄でございますとおりに後ほど歳入でも御説明申し上げたいと思っておりますが、県支出金で346万の増額、一般財源で167万4,000円を減額させていただくものでございます。

次に、款10の教育費、項5の社会教育費、目4の文化財保護費、節19の負担金、補助及び交付金でございます。文化財保存修理事業補助金といたしまして51万4,000円の追加をお願いするものでございます。既決額819万9,000円のうち、今年度予定いたしております南宮神社の南向橋保存修理工事でございますが、去る3月に文化庁の現地指導の折に、保存図面等の作成など追加せよとの指導がございました。したがいまして、追加によります総事業の増額に伴いまして町からの助成に不足する額でございますが、51万4,000円について補正をお願いいたすものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、款12の公債費、項1の公債費、目1元金、節23の償還金、利子及び割引料でございます。10万5,000円の増額を、また同じく目2の利子でございますが、同じく節23の償還金、利子及び割引料で23万2,000円の減額をお願いいたしております。こちらにつきましては、平成16年度に借入れを行いました減税補填債でございますが、20年償還の借入れでございます。借り入れた後、10年経過した時点で利率が見直されるという変動金利型の借入れをしてございまして、このたびその時期を迎えるに当たりまして、利率の変更に伴う元利償還金の変更にあわせまして、新たな利率との差額でございますが、それぞれ元金については増額を、また利子については減額をお願いした次第でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げたいと思います。

5ページをごらんいただきたいと思っております。

款14県支出金、項2県補助金、目5の農林水産業費県補助金、節1の農業費県補助金でございます。歳入でも御説明申し上げましたが、農事組合法人等が購入いたします大型農業機械の購入事業に県の補助金がつくことになりまして、346万円の増額をお願いしたところでございます。

次に、款17の繰入金、項2の基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1の財政調整基金繰入金でございますが、収支の均衡を図るため128万7,000円の減額をお願いしたところでございます。

以上、簡単でございますが、平成27年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申

上げます。

○議長（丹羽豊次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は精読のため審議を延期することと決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前9時51分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 若 山 隆 史